

与論町告示 第12号

地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により告示し、当該地域計画の策定案を次により縦覧に供する。

なお、当該地域計画案について、本町の住民は、縦覧期間満了の日までに、与論町に意見書を提出することができる。

令和7年3月13日

与論町長 田畑 克夫



1 縦覧期間

自 令和7年3月14日（金）

至 平成7年3月27日（木）

2 縦覧場所 与論町役場 産業課
与論町ホームページ

3 意見書の提出について

（1）意見書の提出については次によること

「地域農業経営基盤強化促進計画(案)についての意見書」に意見等を記入し、電子メール、郵便、ファックス又は直接産業課窓口提出すること。